

## 会議録・令和2年9月18日第3回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 令和2年8月28日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月18日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 高橋 浩 司
  - 2番 伊 豆 千夜子
  - 3番 山 内 理
  - 5番 阪 井 勇 男
  - 6番 奥 山 幸 洋
  - 7番 田 邊 ひとみ
  - 8番 松 本 忍
  - 9番 綿 民 和 子
  - 10番 樋 口 文 隆
  - 11番 下 井 清 史
  - 12番 乾 健 郎
  - 13番 江 京 子
  - 14番 中 井 啓 悟
  - 15番 北 岡 泰
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
14名
7. 欠 席 議 員  
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田 中 一 夫  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 中 瀬 弘 雅
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章  
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘  
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口 和 也	健康あゆみ課長	西 岡 郁 玲
産業振興課長	堀	建設課長	西 尾 直 伸
上下水道課長	坂 口	斎宮跡・文化観光課長	松 井 友 吾
教育課長	菅 野	こども課長	西 村 正 樹

## 10. 会議録署名議員

5番 阪 井 勇 男

6番 奥 山 幸 洋

## 11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一括上程した議案について

議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算(第5号)

議案第52号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第2号)

議案第53号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第54号 令和2年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第3 一括上程した議案について(決算特別委員長報告)

認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 令和元年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第5号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第6号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第 7 号 令和元年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定

認定第 8 号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算認定

認定第 9 号 令和元年度明和町水道事業決算認定

日程第 4 議案第 59 号 令和 2 年度明和町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 5 委員会の閉会中の所管事務調査の件

（議会運営委員会）

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回明和町議会定例会第10日目の会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第126条の規定によりまして、議長から指名をいたします。

5番 阪井勇男 議員

6番 奥山幸洋 議員

の両名を指名いたします。

---

◎一括上程した議案について

○議長（北岡 泰） 日程第2 一括上程した議案について、

議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第5号）

議案第52号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和2年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

この件につきましては、既に詳細説明が終わっておりますので、本日は質疑から行います。

まず、議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

歳出から行います。

黄色の表紙、予算に関する説明書、令和2年度一般会計予算説明書の9ページ、第2款総務費から、18ページ、第10款教育費までの歳出全般で質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

13番 江京子議員。

○13番（江 京子） 歳出の9ページ、10ページの自治振興費、説明ではみいと会館の屋根工事といつき会館の空調という形なんです、みいと会館では外壁のひびや剥がれもあったと思うんですが、そこら辺はどんなふうに見てもらったのか教えてほしいんですが。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、施設と修繕料のみいと会館の外壁の、今回は屋根のほうをさせていただきましても、外壁につきましても、ほかのコミュニティーセンターもやっぱり外壁が厳しい部分ございまして、こちらにつきましても、金額も相当かかるといった部分もございまして、計画的に今後行っていきたいと考えております。

まず雨漏りの原因となる屋根の修繕から、まず最初に緊急的に取りかかっていきたいというふうに思いまして、今回こちらの予算を上げさせていただきました。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） どのコミュニティーセンターもかなり年数がたってきました。自治会の管理とはいえ、大きなお金がかかってくるものに関しては、順序よく直して行ってほしいと思います。住民さんが集う場所ですのでよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方ございませんか。

6番 奥山幸洋議員。

○6番（奥山 幸洋） 16ページ、文化財発掘調査委託事業で、説明では民間開発業者の発掘ということでお聞きをさせてもらったんですが、まず北野遺跡ということも聞かせてもらいましたので、史跡の中へ民間業者がやっているの調査で、非常にリスクを負って事業をやってもらわなければならないですけども、まずこの事業は何の事業なのかということをお聞きしたいと思います。それと、面積がどのぐらいあるのか。それと、発掘にどのぐらいかかるのか。まずここら辺のところ教えてください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） ご質問いただきました民間業者によります発掘調査費の900万円の件でございますが、金剛坂遺跡でございます、まず目的は住宅開発の関係でございます。それで、調査対象面積は約1,400㎡を予定しております。かかる期間につきましては、約3.5か月かかるという見込みで計算をしております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

そうしますと3.5か月と。

あと一つは、これ業者さん非常なリスクを負っているわけですがけれども、万が一これが開発ができないような結果になった場合だと、この発掘調査費用というのは当然町は返還しないんですよ。当然ながら。

そういうことと、あとはこれ民間やもんで精算をせないかんと思うんですね。精算のほうも役場の方に表れてくるんですけれども、民間業者だと多分精算になると思うんですけれども、ここら辺のところは3.5か月後以降、大体どのぐらいのうちに事業が精算がきちっと終わるんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） まずリスクの件につきましては、まずリスクも含めた話合いを、事前に十分に業者さんのほうと協議をさせていただいております。予算をお認めいただきました後には、そういった発掘に係る契約書の締結もさせていただきまして、進めていきたいというふうに考えています。

それであと、精算につきましては、事業終了後なるべく早く、ただ図面等の整理がちょっと時間がかかる部分もございますけれども、なるべく早く精算をしてお返しするとかというふうな形を取りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） 仕事の一つなんですけれども、そっちにも手がかかってくるということですので、事業水準で十分いろんな面に配慮をされて執行されますように、お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 要望でよろしいですね。はい。

他に質疑される方はございませんか。

12番 乾健郎議員。

○12番（乾 健郎） お願いします。

10ページ、総務費、徴税費、収税対策費の過誤納金と返還金について、もう少し教えてください。

それから14ページ、土木費で工事請負費の道路防災工事ほかで2億1,000万円ですか、と一番下の松阪広域消防組合負担金、これについても教えてください。

○議長（北岡 泰） 教えてくださいというのは、もうちょっと具体的に何か言ってもらえませんか。

○12番（乾 健郎） ちゃんとよう聞かんだもんで、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

○議長（北岡 泰） はい、分かりました。

まず答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。

過誤納金返還金について、再度詳細に説明させていただきたいと思います。

これにつきまして、主な理由といたしましては、法人町民税の中間申告からの還付及び個人町民税の過年度の申告によって、過年度の税が減額されたものというのが主なものでございまして、今現在の予算はほぼ使い切っておるような状況でございます。今年は特にその法人の町民税につきまして、前年のときに中間申告という形で、それは前の事業の実績に応じてあらかじめもう納めてもらっておるものがあるんですけども、それが決算した段階で経営状況が悪くなるとして、納めてもらう法人町民税が少なくなるというのがかなり発生しておるような状況でございます。多いところでは、1件についても100万円程度の還付金が生じたところもあるような状況ですので、今回増額の補正をお願いしておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 次に、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ご質問いただきました道路防災事業の工事費2億



1,000万円でございますけれども、これは町道大淀役場坂本線の明和消防署と役場前の道路ですけれども、平成29年の台風で道路冠水して緊急時に使用できなかったということで、道路冠水を防ぐために対策工事をする工事費でございます。今の時期に予算計上しておるのは、国からの決定が遅れておりました、今の時期となっております。

現在の進捗でございますけれども、E C Iということでさせていただいて、技術提案者も決定しまして、今、詳細設計をしておるところでございます。今年度までに工事着手する予定となっておりますので、その工事費を9月補正で予算計上させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 松阪地域広域消防組合の負担金についてご説明いたします。

これにつきましては、新型コロナウイルス対応の臨時交付金を活用するものでございます。懸案事項となっております感染リスクの高い消防救急隊員の感染防止対策を、松阪広域消防組合として実施をさせていただくものです。

明和町の関係する部分として主なものにつきましては、明和消防署の仮眠室を個室化する事業、それから自動心臓マッサージ機の購入、そのほか感染防止資機材を購入するもので、明和町負担分としてこの金額を上程させていただいておる次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） 過誤納金なんですけれども、これは役場が間違っていてしたのか、それとも個人の方がだぶって納めたのか、その辺ちょっと教えてください。

それから、大淀役場坂本線、排水路というんですかを広げるんですか。どういう工法か教えてください。

それから、消防署はこれ明和消防署だけの件なのかを教えてください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 先ほどの過誤納金ですが、役場の誤りというのではなくて、先ほども申し上げましたが、既に納めていただいておりますものにつきまして、申告の状況とかそういうので税額が変わってきたということで、納め過ぎのような状況になっておるものをお返しするというものでございます。

○議長（北岡 泰） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 現在、道路線の歩道部の下に排水路がございます。

その断面を基本的には大きくして、冠水対策をする予定でございます。

それと、技術提案でいただいた技術工法ですけれども、オープンシールド工法という工法を採用しよう。これは、概略はまたホームページへ掲載させていただくんですけれども、土留めと一緒に、トンネル工事の屋根のような形で土留めしながら、製品を入れて進んでいくというような工法でございます。事前に3点ほど、24時間通行止めをしないとか、仮設排水をしないとか事前の条件、満足する工法ということで、プロポーザルで採択されております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 失礼します。

この事業につきましては、松阪広域消防管内一斉に実施をさせていただくものでございます。松阪広域消防全体としての事業、それから明和、多気、松坂の各消防署でそれぞれ実施するものという形になっておりまして、松阪広域消防としまして全体で2億2,870万円ほどの事業費があります。その中で、明和負担分として1,970万5,000円の事業費が計上されているという形になっております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） 税金がこんなにたくさん過誤納していただいておりますというのは、このチェック体制が遅いもんでこのようになったというところはないん

でしょうか。その辺の感じを教えてください。

それから排水路は、斎宮跡も排水がずっと悩んでみえますけれども、こういう方向からの排水の検討は、この中には入っておるのか入っていないのか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼します。

これにつきましては、本人さんの申告に基づきまして、申告がされた後、速やかに処理をして還付するようにしておりますのでございます。

今後、また申告が出てきて変更がある場合がございますので、予算がないと待ってもらうことにもなりますし、予算の確保ということでお願いしたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ご質問いただきました国史跡斎宮跡の流域は含まれておるかということでございますけれども、今回の流域には含まれてはおりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第51号の質疑を終わります。

続きまして、議案第52号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第52号の質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算の歳入の質疑

を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第51号の質疑を終わります。

続きまして、議案第52号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

質疑される方がないので、これで議案第52号の質疑を終わります。

続きまして、議案第53号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第53号の質疑を終わります。

続きまして、議案第54号 令和2年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いいたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第54号の質疑を終わります。

以上で一括上程した各議案の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。

議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第5号）に関して、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバー制度に係るシステム整備関連の補正につきまして、普及が進まないために、政府はカードに付加価値をつけたり、公務員全員で取得するよう閣議決定したりしておりますが、まだまだ国民の理解が得られた状況ではなく、不信感も強い状況でございます。今後、カードの電子機能の更新が進まない場合、制度自体が行き詰まる可能性もございます。国家による情報の集積、巨額の公費の投入など、問題点が多いこの制度自体を廃止すべきと考えております。

以上のことから、今回の補正に新たな税金をつぎ込むことには反対の立場を取ります。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

---

### ◎議案第51号の採決

○議長（北岡 泰） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第51号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第52号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第53号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第54号 令和2年度明和町水道事業会計  
補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した各議案の採決を終わります。

---

◎一括上程した議案について（決算特別委員長報告）

○議長（北岡 泰） 日程第3 一括上程した議案について、

認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 令和元年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決

## 算認定

認定第5号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第6号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第7号 令和元年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第8号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第9号 令和元年度明和町水道事業決算認定

を議題とします。

この件につきましては、会期中の決算特別委員会で審査いただいておりますので、これより委員長報告を求めます。

決算特別委員長、伊豆千夜子議員、登壇願います。

(決算特別委員会委員長 伊豆 千夜子 登壇)

○決算特別委員会委員長(伊豆 千夜子) 明和町議会議長 北岡 泰様

決算特別委員会委員長 伊豆千夜子

決算特別委員会審査報告をします。

本委員会に付託されました令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算外7件の特別会計の歳入歳出決算と水道事業決算は、審査の結果、各会計とも認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 1. 付託案件

認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 令和元年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第5号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第6号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第7号 令和元年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第8号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定



認定第9号 令和元年度明和町水道事業決算認定

2. 付託年月日

令和2年9月10日

3. 審査年月日

令和2年9月14・16日

4. 委員会出席者

委員11名、議長

説明のための出席者 町長以下50名、監査委員2名

5. 審査の概要

付託された9件の会計決算の内容は「歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」「主要施策の成果及び実績報告書」などの資料及び監査委員より提出されています意見書も参考に、審査を進めることといたしました。

なお、決算特別委員会における質疑などの内容につきましては、会議録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6. 討論

討論される方はありませんでした。

7. 採決

認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第2号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第3号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第4号 令和元年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第5号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第6号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第7号 令和元年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第8号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

[多数賛成で原案認定]

認定第9号 令和元年度明和町水道事業決算認定

[多数賛成で原案認定]

以上で、決算特別委員会に付託されました事件の審査結果の報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 伊豆委員長の報告が終了しました。

委員長報告に対し、補足説明される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございますか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。

ただいま一括上程されました決算認定につきまして、認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定をはじめといたしまして、認定第2号、第3号、4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号まで、反対の立場で討論を行います。

2019年度予算審議の際に反対討論で述べましたが、この年は消費税の増税が行われております。消費税は、低所得者ほど家計への負担が大きい逆進性の税でございます。住民の命と暮らし、安全・安心のまちづくりという地方自治の本旨に立って考えたとき、消費税増税がもたらす影響の大きさは現実のものとなって、住民の暮らしや町財政に大きく降りかかっていると考えます。

厳しい財政状況の下で住民の皆さんの願いは何か、今、力を入れるべき施策は何か、費用はどうかなどの課題を明らかにすることが、とても大切なこととなってまいります。力を入れるべき提案として、学校給食の無償化や、子ども医療費無料の年齢の拡充等を提案してまいりましたが、現実に至っておりません。より一層の住民福祉の視点での取組を求めます。

そして今、預貯金の口座不正出金問題、これが大きな話題となっております。また、各所で個人情報流出問題も後を絶ちません。マイナンバー制度に係る部分に関しても、制度自体の危険性等が取りざたされており、不安の声があり、国民の理解が進まない状況です。そのような中での不公平な費用投入には反対の立場です。

特別会計におきましては、払える保険税、保険料、また使用料となるように求めます。国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える最後のセーフティネットで、国の制度でございます。市町はこれ以上の国保の値上げを許さない、払える金額になるよう、もっと努力をすべきと考えます。

後期高齢者医療につきましては、制度そのものの廃止を求めます。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

8番 松本忍議員。

○8番（松本 忍） 私は、認定第1号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決

算認定外 8 つの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

令和元年度一般会計並びに各特別会計については、会計規則に準拠し、適正な予算執行がなされております。

また、健全な財政運営が営まれており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく算出数値も満足できるものと認められます。

今後も、決算特別委員会での意見・要望に対して、しっかりとした対応を行うことはもちろん、適正な予算執行を行い、第 5 次総合計画の基本理念である「人と地域の活力の想像」を目指すとともに、策定中の第 6 次総合計画で目指すまちの将来像も見据えながら、本町の特性を活かした活力のあるまちづくりができるよう、健全な財政運営を行っていただくことを強く要望し、令和元年度一般会計決算認定他 8 つ特別会計の決算認定に賛成いたします。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

---

### ◎認定第 1 号の採決

○議長（北岡 泰） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、認定第 1 号 令和元年度明和町一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第 1 号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第2号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第2号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第3号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第3号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎認定第4号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第4号 令和元年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎認定第5号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第5号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願いま

す。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第6号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第6号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第7号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第7号 令和元年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第8号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第8号 令和元年度 明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第9号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、認定第9号 令和元年度明和町水道事業決算認定を採決いたします。



本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、一括上程した各議案の認定を終わります。

---

#### ◎議案第59号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第4 議案第59号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第59号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第6号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、一般廃棄物処理基本計画の策定に関する法的な支援業務として、20万円の追加補正をお願いするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

歳入、歳出合わせてお願いいたします。

まず10ページ、歳出、第4款衛生費からお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 追加議案書の10ページ、11ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目下水道処理費で20万円の増額をお願いいたします。

その内訳といたしまして、12節委託料、弁護士委託料の追加補正になります。

本件は、一般廃棄物処理基本計画生活排水編の策定に関しまして、既存の一般廃棄物処理業者である株式会社明和クリーン様より委任を受けたアイ・パートナーズ法律事務所より、令和2年9月8日付で受任通知書の送付がございました。受任通知書には、一般廃棄物処理基本計画案について、明和クリーン様の異議を申し入れられた箇所が反映されていないとの趣旨の記載がございました。

今回、相手方の弁護士様から通知の送付がございましたので、当町の顧問弁護士に相談をいたしましたところ、町としての回答が必要と助言をいただきまして、当町も弁護士事務所を窓口として連絡をさせていただくため、弁護士費用として委託料の増額補正をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 次に、8ページ、歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 8ページでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税で20万円を計上しております。

これは、先ほどの事業の財源といたしまして、地方交付税のうち普通交付税を追加するものでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

3番 山内理議員。

○3番（山内 理） これ、弁護士費用ということですが、町には顧問弁護士さ

んがみえるんやで、その人に返答頼んで、20万円も要るんでしょうか。まずそれが、顧問弁護士さん、要するに明和クリーンさんから弁護士さん通じて質問状が来た、それに対して回答は、本来なら町がすりゃそれでええだけの話で、それを町も弁護士さんに頼むと。ところが、町の場合は顧問弁護士さんがみえるので、何でこういう費用が発生するのかなというのがちょっと疑問に思います。

それと、歳入でこれ地方交付税からこういう費用というのを持ってくるという、これ初めて知りまして、過去にもこんな弁護士費用なんていうのは初めてですので、こういうのは地方交付税から来るべきものなのかというのを、また再度教えてください。お願いします。

○議長（北岡 泰） 山内議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

当町の顧問弁護士さんはございます。顧問弁護士さんのほうに、今回の受任通知書のほうで相談をいたしましたところ、今後、町として回答させていただくんですが、その中で法的な部分で弁護士さんの支援が必要な、支援をしていただくために任意の費用という形で、今回弁護士様の費用と、あと実費の例えば郵送費であったりとか交通費を含んで20万円という形で計上をさせていただきました。

○議長（北岡 泰） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 地方交付税を財源に充てるということで、あくまで地方財政制度の話になるんですが、地方交付税につきましても、税と同様に用途等は一切制限されないものでございますので、一般的な当初予算のときに交付税を宛てるのと同様に、今回も充てさせていただいたものでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

山内議員。

○3番（山内 理） こういう弁護士費用というの出てくるの初めてですので、

ちょっと戸惑っているんですけども、そんなに20万円もかかるものなのかなというのが非常に疑問なんです。要は、単純に質問が来た、それで質問の内容まで弁護士さんが考えてくれるんなら、それぐらいのあれが要るのか知らんけれども、どっちにしろ町が考えて、要は弁護士さんが印鑑押すだけの話じゃないですか。それだけで20万円かかるというのは、どうもやっぱり解せないんです。

だとすると、よからぬ憶測してしまうんですけども、じゃ、もっともっと何かはあるのかなと。それを想定しての20万円ということなのか。質問が来ました、返しました、終わりましたなら20万円かかるわけがないと思うんです、そんなことぐらい。もっともっと何かがあるのかというふうに想定されて、あらかじめ20万という数字で契約というか、本来なら顧問弁護士さんは、これも契約内容にもよるんでしょうけれども、こんなことでいちいち20万要るんかいなというのは、非常に疑問なんです。だからどうしても勘ぐってしまうんですけども、その先もっと何かあるということを想定されておるのか、それちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） 顧問弁護士さんにつきましては、町の行政の全般的な法的な部分について弁護士さんにご相談をさせていただくということで、弁護士委託料として66万円ですか、年間費用契約をしております。

今回のこの一般廃棄物の関係につきましては、相手の方が弁護士さんを立てたということで、その内容については町が答えていかななくてはいけないんですが、あくまでも相手側の連絡先が弁護士さんになりましたので、それでもう既存業者さんとは私たちは対応できなくなりました。相手さんは相手の弁護士さんを立てて、こちらもそういう窓口ということで、こちらも顧問弁護士さんに相談させていただいて、それでやはりこの任意の特定の事案について対応してもらう窓口としてお願いするものなんです。

この20万円の中には着手金、今回のご相談していただくとかいろいろあると

思うんです、弁護士さん同士で。その着手金と、それから名古屋ですので、相手の方が。ひょっとすると名古屋から津のほうへ来ていただけるかも分かりませんが、その実費費用ということで20万円を計上させていただきました。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。よろしいですか。

3番 山内議員。

○3番（山内 理） なるほど、もう直接はできない、弁護士さん同士ということ、なるほど、それならまあそれぐらいは必要かもしれない。

じゃ、最後に、今後またこれこの弁護士さんとなってくると、もう当然弁護士さん同士の話になってくるので、その結果いかんでもっともっと何かが増えるということはあるですか。また今度違う形で、弁護士さんに何とかかんとか出てくることはもうないんでしょうか。できるだけないようにしていただきたいんですがその辺だけ、最後にそれだけお願いします。

○議長（北岡 泰） 副町長。

○副町長（下村 由美子） できる限り、この弁護士さん同士で話合いで終わっていただければ一番ありがたいと思いますが、最悪の場合はどうなるかちょっと今見通しが見えない状態ですが、今回のこちらとしての思いとしては、弁護士さん同士で解決していただけるように、私たちも弁護士さんにご相談させていただきますながら進めてまいりたいと思います。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

10番 樋口文隆議員。

○10番（樋口 文隆） 先ほどは弁護士費用のことを山内議員が質問されましたが、私は今この弁護士費用の発生をされた理由を言われたんですね。この一般廃棄物処理基本計画の策定に関して、いわゆるもう名前言うてもいいのかな、名前言われた明和クリーンさんのほうからいろいろ異議的な申入れがあって、それが反映されていなかったということやと今理由でおっしゃったんですが、その反映されていない理由とは一体何なんですか。答えられる範囲で教えてください。

○議長（北岡 泰） 樋口議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

今回、全員協議会のほうでも報告をさせていただきましたとおり、8月12日に、計画案を持って明和クリーン様に説明をさせていただきました。その中で、いろいろご意見いただいた中で、表現方法等については一部修正もさせていただきましたんですが、やはりその内容そのものでご意見が、自分の意向が反映をしていないというご意見をいただいておりますので、その計画の内容について様々なご意見いただいた中で、明和クリーン様の意向が反映していないということでの意見でございました。

○10番（樋口 文隆） 答えになっていないやん。答えになっとらん。

○議長（北岡 泰） もうちょっと具体的に言えませんか。

副町長。

○副町長（下村 由美子） すみません。

一般廃棄物処理基本計画のまとめの部分での異議がございました。その点について、こちらのほうもご意見をいただいて訂正したものを持っていったんですが、もうその時点で、面談をさせてもらうように2回ほど私のほうも電話しましたし、担当課長のほうも電話させてもらい、したのですが、会っていただけない状況で、その説明ができていないような状況です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。樋口議員よろしいですか。

樋口議員。

○10番（樋口 文隆） 今、副町長からお答えをいただきましたので、そのまとめの中の文章の表現ということで、それ以上のことはまだ案の状態ですから、また以後の部分でそういう機会があるので、また言わせていただくことにしようかなと思っているんですけども、この弁護士費用ができたという中で、一般廃棄物処理基本計画ですから、大きな舞台の計画なんですよ。そういった中でのやはり出来事であるので、ちょっと私はこれ合特法の関係に関わる部分も多少あるんじゃないかなという思いがあるんですよ。

この一般廃棄物の処理、生活排水の中には、し尿処理も入ってきております。し尿というのは、もう古い話、明治33年に施行された汚物掃除法ということから始まって、これが廃棄物というものにいわゆる定義をされた。昭和29年に制定された清掃法によりまして、市町村による処理責任が明確になったということですね。これはもうご承知やと思うんです。その後に、昭和45年に制定の廃物処理法となり、これは市町村が発生する廃棄物を処理するということが義務づけられ、直営のみならず委託や許可業者を含む総合的責任を負うことになりましたということ。これをいわゆる一般廃棄物処理が、市町村の固有事務という非常に重たい事業になったということでございます。

その市町村の責務を全うするために、下水道の供用開始によって影響を受けた業者に対して、昭和54年に、これは議員立法ですね、によりまして、いわゆる合特法による支援ということがされるようになったということは周知のとおりやとは思いますが。これは早々に三重県でもガイドラインが敷かれて、ほとんどの議員さんがそれに同意されたということで、行っておるわけですね。

これは、この合特法は、私もいろいろ本見たんやけれども、業者を救済するという意味のものではない。し尿処理及びし尿浄化槽清掃について、その業務の安定を保持とするとともに、廃棄物の適正な処理を資するということが目的であるということであるので、ちょっと長なりますけれども、市町村の責務を全うするということであれば、このいわゆる一般廃棄物処理業務を安定的に継続されるために、1件が残るまでつなぎ込みをしても、点在する明和町、またこの下水道計画の見直しも後期の見直しもあるということの中でも、1件が残るまで継続して合理化計画が必要とされると。それに基づく計画が必要とされるということなんです。

これは法的ないろいろな判例もありますけれども、そういった中で、ちょっとまだ長なるけれども、明和町はその処理について、許可と委託があるわけですね。うちのところは委託やなくして許可でやっている。ご承知のように、それは意味が違うんです。委託と許可の意味をもう一遍ちょっと、もし分から

んのなら後で調べておいてください。

許可という方式、これについては、元来市町村の収集・運搬体制が十分でない場合、それを補完する形で、業者の経営努力によって清掃事業が実施されてきた。こういう歴史的な経過、要するにそういった許可をしていた時代、し尿の今はまあ合併浄化槽が普及しましたけれども、元来くみ取りでしたよね、昔は。その頃からの歴史的な経過を踏まえて、許可方式が取られたというふうに私は考えます。そういった事業活動に伴い、大量に一般廃棄物が排出された場合に、いわゆる許可方式として取られたというふうに解するわけです。

今、これ係争の問題ですよ。係争していくということの中のこの予算の部分、弁護士費用なんでそうなんですよ。じゃないの。じゃないけれども、まあいいや、これから準備ということやな。準備をされるということなんやけれども、僕は今まで、中井議員が一般質問でやられましたね。あのときはまだコロナ前だったかな、去年の12月頃か、だったと思うんだけど、その答弁の中で、これに抵触されるような町長の回答もあったと思うんです。それはちょっと後、議事録見てもうたら分かるけれども、それに近いようなことを言われておるなというふうに私は理解したんです。

それはちょっとあれなんですよけれども、そういった意味の中から、例えばそれが一般的な事業者の競争とかそんな原理じゃなくて、この合特の関係は、いわゆるそういった自由競争の発想ではない。行政は許可業者に対して、そういった明和町全域、1業者しかございませんので、その責任を明確にして、必要性のある合理化計画を策定をしていくという責務があるわけです。必要があるわけです。業者は、いわゆるそれを完全遂行する責任や、業務の質を向上させる、また維持する責任があるわけです。他方ね、業者は。双方がそれぞれ役割をしっかりと理解をして、一般廃棄物の安定的継続を実施をしていくということが、すごく重要なことなんです。

だから、今言った固有事務というのは、非常に大きな事業だということ、責任がある。これは行政が責任あるんですよ。事業者に責任はない。行政が責任



を持ってやっていかないかんことが固有事務なんです。町長また一遍調べておいて下さい。

それと、そういった中で、日頃そういった許可業者に対して、やはりいろんな話もあろうかと思うけれども、コンセンサスができとったんかいなど。非常に私は不思議でかなわん。今、副町長申されたで、すごく町長も町民のことを考えて、いろいろなこと考えて施策をやってもろうとるというふうには思うんですよ。思うんやけれども、木を見て森を見ずという言葉があるけれども、最後にこれ今、副町長言われたで、第7節のまとめ見とんのやけれども、何かずっとこう書いてある。それで最後には、複数の収集運搬許可体制を確立することが望ましいという表現が書かれております。もうるる長いから申しませんけれども、この大きな一般廃棄物処理基本計画の最後のまとめの段に、具体的にこの収集運搬の部分だけエリア広げて書いてあること自体、私はちょっと何かなと思うんですよ。もっと書くことがあると思う、まとめの段階は。最終処分とかそういった中で、広域的なこと。基本計画ですから。何かここだけ細部に見える。

これは私の持論ですから、またその辺について、できるだけそういった許可業者と、この基本計画の中で何か異議を申し入れられてどうのこうのということありますけれども、その辺の考え方をちょっと答えられたら教えてください。

○議長（北岡 泰） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） まず、一般廃棄物処理計画につきましては、町が独自で、町に一般廃棄物の処理の責任はあるということ、議員おっしゃるとおりです。それで、できない場合は許可ができるという形でされているということで、ずっと明和町は許可をさせていただいて、してきたということであります。

その中で、今後どういう収集運搬体制とかの計画をつくっていくかというような中で、今回出させていただいたところなんですけれども、その中で言いますと、これまでは下水道に切り替えていこうという話の中がありましたけれども、下水道と合併浄化槽の費用対効果を算出したときに、合併浄化槽のほうが

有利な場合は、国もやはりこれまで下水道をずっと推奨してきたんですけれども、やっぱり合併浄化槽のほうが有利な場合は合併浄化槽への転換というのもしっかりしていきなさいということで、国からもありましたので、うちのほうで見直しを、ずっと下水道に行くという話だったんですけれども、見直しをさせていただいて、議員の皆様にもお示しをさせていただいて、多くの地区地域が、合併浄化槽のほうが有利だよという話になってきたということでもあります。

ですので、これまでは1社に許可をさせていただいていたときに、今度は下水道のほうにつなぎ込みがほとんどなくなってくるというときに、じゃ、合併浄化槽とかの、し尿・汚泥の量とかはどうなるんだろうという試算をさせてもらった中で、今回、一般廃棄物の処理計画の中では増えるのではないかと。人口は減るんですけれども、世帯数というのが今2.6ぐらいですか、1世帯当たりの人数が。それがもう少し減ってくるということでもあります。

そうした中で、人口は微弱で減っていくんですけれども、世帯数はこれまでずっと増えてきておるんです。ですので、やはり増えていくんではないかと。ある一定までいったら減るとは思いますけれども、ある一定のところまでは増えていくのではないかとということで、これは1件当たりの人数の割合が将来的に何人になるだろう、減っていくだろうと、今は二点幾つですけれども、もう少し減っていくだろうという中で試算をさせてもらったところ、件数とかが増えていくし、量もそんなむちゃくちゃ増えるわけではないですけれども、減らない、増えていく方向ではないのかというのが出ましたので、じゃ、増えていく可能性がある中でいったときに、1社体制がいいのかどうかというのが出てくると。それは、このまま1社でいくというの、それはできる話やと思うんですけれども、これ災害とかいろんなことを考えたときに、やはり2社体制というのも一つの選択肢ではあるのではないかなというのが一つの考えとして、今回の計画としてはまとめさせてもらったところなんです。

合特の部分については、これも協議していかないかんなんですけれども、これはまた別途としまして、浄化槽から下水道につなぎ込みの部分としてどんどんや

っていったときに、業者さんの仕事量が減って行って、一気につなぎ込んでしまうと営業できなくなると、倒産とかいう形になってしまう可能性があります。ですので、そうならないように、おっしゃるように、し尿の収集運搬とかそういう清掃の関係を安定的にやっていくために、そういう業者さんが倒産しないような形で支えていくというか、そういった形でやっていくというのが合特法の中で、それもうちのほうもこれまで下水道に接続をしてきた分については協議もしながら、じゃ、この部分をお願いしますとかいうことで渡してきた業務とか、お願いしてきた業務というのがあります。

その中で、今度今現在完全に決まっておりますのは、上野までの部分はないでいくということが決まっておりますので、今回は見直しの時期ということで、上野までの部分を、下水道につなぎ込みが増えてくる部分についてどうしていくかというのを協議していかなければならないんですけれども、ちょっと今止まっているという状態です。これが、一般廃棄物のその関係がありますので、ちょっと協議ができていないような状況ですので、これをどのような形で、合特法の趣旨に沿った形でどういった業務のほうをしてもらっていくかということ、今後協議していかないかんですけれども、そこら辺を今後やっていく中であります。

合特法につきましても、当然ほかのところの市町も結んでいるところもありますけれども、もう既にお金で精算したりとか、そういうところもありますので、今後どうしていくかということも踏まえながら、既存業者さんと話ししながらやっていくという形を取っていききたいなと思うんですけれども、これは今後の話として、そういう業者さんの経営を圧迫しないような形の中で、どのような形を取っていくかというのでやらせていただきたいというふうに思っております。

そういった中で、進めていった中でやらせていただくということで、それで今回のことにつきましては、先ほど申し上げましたように、うちのまとめの部分のところでの内容のくだりのところが、やはりそれはおかしいんじゃないか

という話をちょっといただきまして、そこら辺文言修正とかはしたところもあるんですけども、それでもやっぱり根本的に変わらないのであれば、やっぱりうちとしては認めづらいという話を言われまして、今回弁護士さんを通じてもうやり取りしてくれという話になりました。それでこちらも、弁護士さんと通じて、うちの考え方とかのやり取りするということですので、争議をいくという話ではなくて、そのやり取りに対しての費用という形でご理解をいただきたいというふうに思います。

そういった中でありますので、何せ一般廃棄物の処理運搬とかは、議員おっしゃられるとおり、明和町が責任持ってやらないかんことですので、私としましては、明和町が安定的に継続的にし尿の関係、一般廃棄物の関係进行处理していくために、どうしたら安定的にできるかということの中で、いろんな災害の場所のリスクのことも考えた上で、どれが一番いいのかなというふうなことも考えた上でやっていきたい。

それと、し尿だけではないですので、ごみの関係も当然ありますので、ごみの関係も非常にどうしていくかというのを今考えておるところもありますので、そこら辺を総合的に考えた中で、やはり今後の一般廃棄物の関係はやっていきたいなという思いの中で進めていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

樋口議員。

○10番（樋口 文隆） 町長の町民さんに対していろいろなこと考えられておる、災害協定も含めて、今度コロナウイルスが発生したことに関しても。でも、これはその言葉だけであって、言葉の飾りもされておるような気もする、俺は。早々と町長が、中井議員が一般質問したときに答えられたのがコロナの前やったというふうに私は思っておるし、あとはそれ議事録見ておいて。

それと、町長今答えられた各論はすごく各論的に言われるんやけれども、総論がない。総論的にされていないというのは、今言われたけれども、下水道計画、後期の計画も見直しをされるというやつがまだちょっと滞りつつ、今やっ

ていただいておりますのかも分らんけれども、それがまだはっきり何か、どこでどうするのかということも、具体的な数字も上がってきていない。また、合特法の合理化計画も見直しの時期であるけれども、それについても専門業者に委託されておるといような、予算ももらえておったように思うたやけれども、それらについても、まだどの辺の進捗かも分からない。

それで、これ一番大きい一般廃棄物処理基本計画の上位的な計画をうたうわけですけども、各論的に言われるけれども、総論的にどうやという話が全然頭に入ってこないんです。今、町長は頭の中に描かれておるんやろうと思うけれども、我々には全然分らん。その辺の数字的なことも含めて。やっぱりこの3者の部分が総合的にすり合わされて、やっぱりそれぞれ計画は違うけれども、関連することは多々あると思うので、その辺も含めて分析をしっかりともらわないかなというふうに思っているんです。町長の考え方は分かったけれども、やっぱり法律ですから法律に基づいて、やはりそれを粛々と進めていかなければならないと思いますので、もう長なってきたでこの辺でやめますけれども、十分にしっかりと。

それと、今言わせてもらったように、許可業者とやっぱりしっかりこの役割というものを理解していただいた中で、今の安定的に継続して町民さんが困らないように、これひょっとしてねというふうに思ったら、許可業者がつむじ曲げて許可取消しなり、もうそんなやったらええわ、次の業務転換するわとか、これはいろんな考え方持ったときに、一番困るのは町民の方や。町長、せっかくええように方向づけようと思っておられるのに、そこがうまいこといかんだら、住民に対してすごい不利益が生じるということを忘れやんと、仕事はやってもらわないかん。これが町長の責務、明和町の責務だと思いますので、要望として。答弁は結構です。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

6番 奥山幸洋議員。

○6番（奥山 幸洋） 私は端的に短くやらせてもらいたいと思いますが、先ほ

ど樋口議員が、大体法律のことは言われました。

それで、ちょっとトメ直しの部分もあるんですけども、この廃棄物処理法はもうご承知のとおり、運搬と収集と2つの許可が要るわけですね。そういう中で、今までのお話を聞かせてもらって、結論的には私は、副町長、町長も早くに言ってみえるように、穏便に収まってほしいなというふうには思っておりますけれども、ひとつ町長さん、この場で今までも聞かせてもらっておるんですけども、もう一遍この場できちっと答えてほしいんです。

というのは、今まで皆さんいろいろ言うてみえます。これが何で2社にせんならんと。2つの業者でやっていくほうが、町長は将来スムーズにできんねやと、ええんやというふうに思っ言ってみえるわけですけども、一つは、町長の言葉の中に今後とあるんですね。今後、2社にしておいたほうがええんやというお話があるんですけども、私はそうやって聞かせてもらったんですけども、今後というのは町長さんのいつまで先を今後と言うてみえるのか。この計画の期間もあるんですけども、私が聞いておると相当長いような期間に感じますので、これが今必要なのかと。今までも1つで来て、そういう災害のことも言われましたけれども、そんなすぐに大変な事態が起きるのかと。今からこれを準備しておかなあかんのかなというふうに私は感じるんです。

それで、安定的に継続して、とこういうことも言われておるんですね。ですので、これがもう本当に今まではこれ1社でずっと来たんですね。ほんだら、この会社が処理能力のことを言ったら、処理能力はできていくわけですね。だけれども、町長の要は処理能力はあるんやけれども、安定的に将来やっていくようにと、こういうふうに言われるわけですね。ですので、この安定的に将来というのは、いつを目指した将来を言うて、今やらないかんのかというのを、まずひとつ聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 災害はいつ来るかは確かに分かりませんのであれなんですけれども、できる限りそういう備えというのはしていくように、早いこと

に越したことはないと思いますので、いつとか先とかじゃないですけども、そういう体制が取れるのであれば、そういう体制を取っていったほうがいいというふうに思っています。

何遍も申し上げますけれども、今のところ、下水道につなぎ込むことをやめていくという形の中でなっていますので、その中で合併浄化槽のほうも当然、町の管理とか、今度は町が集合の合併浄化槽とかを整備して町管理型のやつでやるとか、今個人管理しながら、町が維持管理の体制についてどういうふうな支援というか、その設置にあたってのということで、要は町が浄化槽についての管理していくような形を、どういう体制で管理していくかという形を取っていく中で、浄化槽というのは、下水道をやっていないという方向で考えていくということであれば必要になってくるというのがあったので、その中でどうしようかというのが出てくるんだというふうに思います。

その中で、増える可能性があるのであれば、リスク回避も含めた中での2社体制というのにも検討の必要があるということで、今回出させてもろうているということですので、ご理解をいただければなと思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ということは、町長の言われたのは、私は町長はもう2社にするというふうに、町長の見解、町の固有の事務で町長は必要やと、今もうすぐせなあかんのやというふうに思ってみえるというふうに解釈をさせてもらっていいわけですか。これは将来と言われるんやけれども、それでこれは、今度の許可のときにも結局は、すぐ2社体制を取っていくという考え方をしてみえるというふうに聞かせてもらってよろしいわけですか。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 今すぐするかということはあれなんですけれども、できる限り、そういうリスクのあれはしていかなければならないと思っています。議員さん方にお示ししましたけれども、既に1社から出てきておるのは、

現状としてはあります。ですので、そこの判断はしていかなければならないと  
思っていますので、そこは判断をさせていただくという形になろうかと思いま  
す。

○議長（北岡 泰） 最後に、奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） 大体思ってみえることは感じさせてもらったんですけれ  
ども、今回この予算、委託してもらって、穏便に収めていただくようお願い  
を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（北岡 泰） 他にございませんか。

14番 中井議員。

○14番（中井 啓悟） まずちょっとそもそもなんですけれども、最初に現状の  
許可業者さんにちょっとお話しされに行ったということなんですけれども、こ  
れ町の基本計画の中で、現状1社で許可しとるという状況の中で、その業者さ  
んの意向をどこまでこの計画に反映させていこうとしとるのか。そのつもりで  
行ったんやと思うんですけれども、それでこの内容にちょっと納得がいかない  
ということで、その後もう全然会ってくれないというようなことも聞きました  
けれども、これまで町とは良好な関係を保ってきたんでしょ。何で急にそん  
なんなるんかなと思ひまして。

それで、先ほど課長のあれで最後7節のまとめのところ、樋口議員もちよ  
っと触れられていましたけれども、業者としてはやっぱり1社増やすというの  
が、もし嫌であってするとすれば、これちょっと計画とはずれるので、議長駄  
目やったら止めてください。合特法で補償がされると、この計画と合特法とは  
全くもう違うとは、多少関係してきますけれども、違う、別物やと思っています  
。でも、この計画で例えば最後のまとめにあるように、もう1社増やした場  
合は、合特法という法律が許可業者さんにはあるわけでしょう。それで、当然  
その中にも、減ったらそれに応じて減らしていきなさいよというような文言も  
合特法には書いてありますけれども、なぜその補償があるのにそんな、これま



で良好な関係保ってきておるはずなのに何でかなというのは、ちょっと疑問に思います。

それです、すみません、聞きたいのは、この計画案を策定するにあたって、既存許可業者さんの意向をどこまで反映させるおつもりなのか。これパブコメもしましたやんか。それももう十分に反映させてもらうつもりで聞かれたと思うんですけども、そこら辺ちょっと聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 細かい話とかはちょっとあれなんですけれども、基本的にやはりこういう計画を立てるに当たっては、やっぱり既存業者さんの意向も、既存業者さんにも十分配慮しなければならないというふうな部分があります。当然、許可の関係も出てくる関係がありますので、やっぱり十分配慮するということは必要やということで、これは弁護士さんとも相談させてもらった中で、そのような話です。

ですので、納得してもらうかどうかは別としましても、やっぱりやり取りはしなければならないというふうに思っていますので、そのやり取りをさせていただきたいと思っておるということで、今回弁護士さんを通じてということになりましたので、弁護士さんを通じてやり取りさせてもらうような形を取れないかなというふうに思っているところです。ですので、そのやり取りをやっていくための予算ということで考えています。

基本的には、大前提で樋口議員さんも言われましたけれども、町民さんに対して、町が責任を持って安定的に廃棄物処理、し尿処理とかをやっていくのはどうしていったらいいかという中で、今回考えさせてもらった中で、量的な部分とかそういうのを考えた中で、複数体制も検討が必要ではないかということで今、作らせてもらっているところですので、ご理解をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 今回こうやってもうシャットダウンされて弁護士を立てられたということは、もう配慮ができていなかったということですね。当然、相手さんは弁護士立てられたということは、当然ゆくゆく話の中で、今回みたいに合特法という難しい法が絡んでくるので、こちら専門性の高い弁護士さん、今の顧問弁護士があかんというわけではないんですけども、専門性の高い弁護士さんをつけられなあかんというのはまあ分かるんですけども、同時に、やっぱり住民さんのパブリックコメントというのも十分に配慮というか、ここを第一に考えていただいて進めていってほしいと思います。これは要望です。

さっき町長安定的に、第一義的責任というのは当然行政というか自治体、このし尿処理、一般廃棄物の処理というのはあります。どれが一番最適で、住民さんにとってどれが一番いいのかということを考えてのこの7節ということによろしいんですか。この7節のまとめに、今現在この7節の案のまとめ、至っておるということによろしいんでしょうか。第一義的に、一般廃棄物は町が処理をしなければならないとあります。その中で、それを踏まえた上で、この計画のまとめを考えられた。住民さん第一に、町民さんのことを第一に考えられてのこのまとめを書かれたのかということ、ちょっと確認します。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 配慮できていなかったかどうかといたら、今までの関係がどうやったかという話もいろいろあるんですけども、うちとしては、いろいろ記述説明させてもらって、いろいろなことを説明させてもらった中で進めていこうというふうな思いで今でもおります。

それで、十分既存業者さんを配慮した形で進めていきたいというのは、これはもう前提としてありますし、その中でパブコメ、今ご意見もいただいた、パブコメ取ったらどうやという話ですので、当然パブコメの意見も尊重していくというのは必要やと思いますので、その中で今現在案としてなっていますので、それをどう考えていくかという部分は当然、今それがもう全部何も変わりませ

んよという話ではないので、もう一回ちょっと内容も精査も今しておる部分もありますので、そこら辺精査させてもらった中で、それでパブコメも含めて、実際最終的にどういう形で案を取るかというのはやっていきたいと思います。

ただ、言われるように、第一義的に町が責任を持ってやらないかんことなので、町がいかに安定的に継続的にそういう処理ができる、町民さんに迷惑かけずにやれるような形をどういうふうにしていくのが一番望ましいのかなというので考えては、当然作っておるつもりであります。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） パブリックコメント取ってくださいと言われたけれども、今現状取ってもらっていますやんか。そんな、ちょっとあのパブコメも言わせてもらったら、非常に分かりにくいですね。普通に見て分かるようなあれではないので、もうちょっと、次取る、取らんというのもありますけれども、もしやられるのであれば、もうちょっと分かりやすいようなやつをしてくださいということ、お願いします。

それと、先ほどからお願いしておるように、これまでやっぱり許可されてきたこの事業者さんとは、ほんな弁護士さんどうのこうのと、こうやって補正で20万円というのもかからんで済むように、なるべくならこうちょっとちゃんと膝と膝つき合わせて話できるように。

そうやけれども、一番に住民さんのために、僕が一般質問させてもらったのは、料金を安くしてくださいという一般質問でした。もう一社増やしてくれということをやったもんで。そこら辺も含めて、そのようなことが実現できるような計画になっていくように、ぜひお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁よろしいですね。

○14番（中井 啓悟） はい。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

12番 乾議員。

○12番（乾 健郎） よろしくお願ひします。

皆さんの意見を聞かせていただいております、この前の全協から話を聞かせていただいております、私はなぜ今の時期に業者を増やさないかのかというのが、今一つまだ分からないんですけれども、今、樋口議員さんの話も聞かせてもらって、まず聞きたいのは、確認したいのは、今の処理業者さんに何か問題はあのかということをおつと教えてください。

それで、先ほども樋口さん言われましたんやけど、この仕事の量ですね、農業集落排水事業が始まる前と今と、今の業者さんの仕事量は本当に、この20年先は増えるのかどうか。処理量は増えるけれども、私は仕事量は増えないんじゃないかという気がするんですけれども、その辺は確認してもろうてあのか教えてください。

それから、この公共下水道事業で、斎宮地区、大淀地区等は、合併処理浄化槽の方向は方向で進めてはもろうていますけれども、これまだ決定していない物件じゃないんですか。その辺もつと教えてください。

○議長（北岡 泰） 乾議員、ごめん。今回の合特法のいろいろな質疑があったんですけれども、基本は、この弁護士費用を認めるかどうかの質疑ですので、基本計画にあまり入り込んでいただくと、それはまた別の話になってきますので、もうつと上手に収めていただきたいです。

○12番（乾 健郎） 先ほどの町長さんの回答が、もう斎宮地区は公共下水道やと言われましたもので、つとお聞きしておるわけです。

それと、コロナ禍の中での話もまとめの中に入っていますけれども、役場も協定を結んで、業者も協定を結んでちゃんとしてみえるということもお聞きしていますので、その辺でつと問題が出てくるのかなというのをおつと教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 下水道の水量とか、今が足りているのかとかそこら辺は、それから下水道計画の見直しは、上下水道課長さんに答弁してもらいます。

その前に町長答弁する。町長。

○町長（世古口 哲哉） 既存業者さんがどうのこうのとかというのではなくて、処理量とかそういうのはじいたところで、減っていかないで増えるんじゃないかという、そのもとにやっていく中でどうしていったほうがいいのかといったときに、複数体制も考えていくというのが望ましいんじゃないかということが一点あります。

それから、下水道に斎宮地区とかも全部やめていくという話で決まったんかという話ですけれども、計算上は浄化槽のほうが有利だということなので、その方向でもう一回どういう管理をしていくかというのも含めた中での今議論をした中で、当然やめていくという話になりましたら、当然地元のほうにも説明に行かなあかんと思いますけれども、今計算上は、合併浄化槽のほうが有利だよというような計算出ていますので、出とる状況の中でいくと、じゃ、今その状況で計画についてはやっぱり考えていかないといけないんじゃないかという部分として、今回考えさせてもらったので、やはりずっと1社でやるかどうかという部分としての考え方の中で、複数体制も検討していくべきじゃないのかということを書かせていただいておりますので、ご理解をいただければなと思います。そういう形で、中身の話としてはそういう形かなというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） まず、現在の業者さんで今問題があるのかというご質問いただきまして、今現在、本当に一般廃棄物の処理が市町村の固有事務という中で、許可業者さんには適正に業務を実施していただいております。

ただ、町長も先ほど申しあげましたように、まとめて記載させていただいたのは、市町村の一般廃棄物の処理を担う中で、業務の中でそういった災害とかコロナウイルス感染症等について、リスク分散という形で今回はまとめて記載をさせていただいたので、議員言われました今の業者さんが問題があるのか、それは決してございません。現在、適正に処理はしていただいております。

それから、仕事量が今後の量につきましては、今までの量の推移を含めた話

でよろしのでしょうか。今までの推移も処理計画の40ページのほうに、平成20年度からのし尿・汚泥の量も記載をさせていただいています。平成20年度が約11,000kℓ、平成21年度も約11,000kℓという形で、そういう形で推移を汚泥のほうはしております。

それから、先ほど災害応援協定がある中でのということのご質問につきましても、市町村のこういう事務を遂行していくための考えであります。

公共下水道、斎宮地区については浄化槽で算定ということでご質問いただきました。町長のほうも回答させていただきましたように、今回の計画につきましては、浄化槽区域として算定すると記載をさせていただいたとおり、まだ現在公共下水道の、昨年を引き続きまして、下水道の計画見直しを実施しているところでございます。ただ、今回の計画につきましては、その結果が出ておりませんので、今回は浄化槽という区域で算定をさせていただきました。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） 汚泥の量は増えるけれども、仕事量としてどうかとお聞きさせてもろうているんですね。農集が始まる前の業者の仕事量と、今の業者の20年先の仕事量は、そんなにぐっと上がってくるものかというのが、私は理解できませんので、この辺をお聞きしておるわけなんですけれども。

ですので、公共下水道も今ちょうど計画の段階でもありますので、こういうのがちゃんとしてからこういう問題を進めていただくんだったら分らんこともないんですけれども、今の時期、コロナ禍だけでちゃんと協定もできているのにどうかなというのがすごく疑問に思いますので、お聞きさせていただいたわけなんですけれども、もう一度その辺をお聞きします。

○議長（北岡 泰） どっちが答弁する。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 一般廃棄物処理計画、一番大元の関係のあれですので、それで、下水道に転換するという話でずっと来ましたけれども、それが厳しい

状況もあるのかなというので、今現在として、合併浄化槽で試算をしておるといことです。やらない可能性のほうが今大きくなってきておるといこともありまして、今そのような形で計画をさせていただいて、やらせていただいおるといことです。

ですので、それでその計画を今立てていかないと、やっぱり大元のやつでどいうふうな体制とか、その量をやっぱり考えた上で、今後のあれをしていかないといけないといことで、今作っておるところです。

ですので、理念法ですので、これが全部、個々の計画は当然ありますけれども、その今の方向性も踏まえた中で、一番大元のやつを今つくっておるとい形でおりますので、今の置かれておる状況を踏まえた上で今つくっておるといことですので、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（北岡 泰） よろしいですか。

（「仕事量のこと」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 何か答弁漏れありましたか。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

ご質問いただきました仕事量につきまして、こちらの一般廃棄物処理計画の案の75ページに記載させていただいておりますとおり、合併浄化槽、単独浄化槽の数の推移を見ますと、合併浄化槽が大幅に増加をして単独が減少すると。その中で、浄化槽全体の基数も将来増加をすると算定をしておりますので、業務量は増加するという形で現在考えております。

○議長（北岡 泰） いいですか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） 分かりました。

仕事量を一回計算した表を、比較した表を出してもらうことはできませんか。これだけお願いしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 基本計画の中に載っておりますので、読んでください。

他に質疑される方はございませんか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） すみません、私、今までの議論とはちょっと違って、この20万円のこと聞きたいんですけれども、先ほど副町長が、名古屋から向こうがみえて、電車とかいろいろ言われました。この20万円というのは詳細というんですか、弁護士費用というのは高いとか、何か1時間幾らとかそんなのを聞いたことがあるんですけれども、そういうことを分かれば教えてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 弁護士事務所から見積りいただきましたのは、弁護士費用としては11万円という形でいただいた中で、あと書面でのやり取りでありましたり、協議が必要であれば交通費が必要ということで9万円をプラスして、20万円という形で今回計上させていただきました。

あくまで、弁護士事務所の委託の部分の今現在の見積りは11万円で、別途郵送料でありましたり交通費という形で見積りをいただきました。それが9万円でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） すみません、そうすると、やり取りするのが11万で、交通費とかそういうのが9万見ているということなんですよ。その交通費というのが、どちらからみえて何回ぐらい、予想とは思うんですけれども、どれぐらいになっているか、分かれば教えてください。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） すみません、あくまで弁護士様の委託の交渉費というのが11万円で、あとやり取りとか郵送に関して、どこまでという想定もしておりませんので、協議の上、今回9万円計上して20万円という形で、弁護士事務所さんのほうと相談の上、今回の予算を計上させていただきました。

○議長（北岡 泰） いいですか。はい。



他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第59号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第59号 令和2年度明和町一般会計補正予算(第6号)の採決を行います。

議案第59号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(北岡 泰) 日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（北岡 泰） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第3回明和町議会定例会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（世古口 哲哉） 全ての案件につきまして認めていただきまして、誠にありがとうございました。

最後の部分につきましては、こちらも既存業者さんと、弁護士さんを通じてになると思いますけれども、やり取りさせてもらった中で、こちらもご説明のほうを行っていきたいというふうに思っております。その中で、パブリックコメントの意見も聞かせてもらった中で、最終案を取っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この体制での議会というのは今回が最後ということで、12月からは新しい体制での委員会とかの体制になるということでもあります。引き続き、体制は変わりましたが、執行部としましては町民さんのためにどうしていったらいいかということで、いろんなことを考えて提案というか発議をさせていただきますので、またいろいろなご意見とかご助言をいただきながら、変わらず町民にとっ

ていい明和町をつくっていくということで、ご支援ご協力等をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、一つだけ報告ですけれども、20日の日曜日に、前にももう報告させてもらいましたけれども、斎王さんの檜扇の伝承式があります。非公開ということなんですけれども、させていただけますので、天候若干ちょっと心配されるところがあるんですけれども、させていただくということで、ご承知おきをいただければというふうに思ひます。

長い時間でしたけれども、本当にいろいろご意見をいただきましてありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。ご苦勞さまでした。

（午前 10時 42分）

---